

復興・市民活動情報誌

みみずく

第2号



震災しみん情報室

〒653-0002 神戸市長田区六番町6-4-1-101

TEL:(078)515-2010 / FAX:515-2050

E-mail:kiroku@odirect.com

もくじ

市民活動の財源開発

NPO法ってなあに?

(第二回・特別編)

兵庫県生活創造課長に聞く

...2

...5

NPOサポートとは?

情報公開と議論の場づくりが
最大の支援

...6

神戸ペースペクティブ、
神戸短信ほか

...8

よくいわれる「震災から学んだ」と「最近私はこんな風に単純化している——震災復興は多くの課題を明らかにした。思い知ったのは、行政だけに「公共」のすべてをお任せにしていてはいけないということ／大災害のよ

うな緊急時だけでなく、日常のまちや地域のあり

方から、行政だけでもういけない、市民ひとりひとりの自覚と責任能力

を高めていかなければ／だから、市民活動。

最終的に目指すのは、市民が主体のそんな社会であつて、けつしてボランティア団体、市民組織がたくさんできること自体が目的ではない。た

だ、個人は社会に対してあまりに小さく、弱い。そこで個人と個人が結び合う。個人と個人の結び合いから「組織」に変わつてゆく団体も出てくる。個人の集まりであるボランティアグループ

と、NPO/NGOとも呼ばれる市民組織。どちらが良いというこ

とではなく、集う人々好みと、団体の目的によつていろいろで

あつていい。震災ボランティアに限らず、多くの市民団体は「ほつとかれへん」や「おもしろ

そうだ」で活動を始める。

別に組織作りがはじめから目的だったわけではない。

ただ、団体が継続して社会的な責任を担おうと決意したとたんに、当然先立つものが、継続的に、必要になつてくる。それをリーダー個人の腕力で集めるか、それとも組織化をすすめるか。あくまで個人のスピリットが原点であるボラン

ティア活動と、組織。悩ましいことだが、私たちは、目的・使命を明らかにして、「同志」だけでなくひろく社会に支えられる活動のあり方を模索してゆこうと思う。(→)

極端に単純な三段論法

市民活動の財源開発

阪神・淡路コミュニティ基金代表

今田 忠

最近、市民活動の議論に「組織経営」や「資源開発」といった経営学の用語がよく登場するようになりました。でも熱い思いで始めたボランティア活動に、こんな企業経営に使う言葉は違和感があります。いったい、こういった概念は市民活動を論じるのにどう有効なのでしょうか――

財源開発の必要性

NPOには財源開発がどうして必要なのでしょうか。営利企業には、利益配分を目的とするお金が集まります。利益の見込のないところには資金は集まりません。NPOは利益配分を

しない組織ですから、特別の財源開発が必要なのです。

NPOは一般的には営利企業の対応できない人々を対象とします。受益者（例・支援される人）がサービスや財を欲しいと思つても、その対価を支払えなければ有効需要（購買力の裏づけのある需要）にはなりません。営利企業は有効

しかし支払い能力がなくても、ある個人が、ある財やサービスを手に入れることが社会的に望ましいと考えられる場合があります。そこでNPOによるサービスの供給がおこなわれるのですが、このようなマーケットについては何らかの資金援助がなければ事業が成り立たません。

例えば最低限の生活保障を行うことは、保障を受けた個人の利益であるのは勿論ですが、社会全体の利益にもなると考えられているわけです。国全体の所得が上がつてくると、福祉のレベルも向上してきます。最低限の所得保障から様々な福祉サービスの提供に移ります。その段階になるとニーズが多様化し個別になってしまいます。このよう

社会的ニーズに応えるにはNPOが適しています。

NPOが経営するうな場合は受益者は特定出資して貢とうとすると非負担して貢とうとすると非

常に高い料金設定になります。また地球環境問題のよ

うな場合は受益者は特定出資せんから、そもそも有効需要としてマーケットに出てきません。環境保護活動は確実に社会的な利益のある活動であるにもかかわらず、このような活動に価格はつけられません。

そこで公的補助金なり民間の助成金・寄付金・賛助会費といった金銭的な対価を伴わない無償の財源を開発する必要があります。

公的補助金は当然ながら使い道についてあまり自由ではありません。とくに日本では憲法第八九条の関係で、公の補助金を受ける以上は公の支配を受けなければなりません（注）。金だけ出して口を出さないのは現行憲法の下では違憲で



す。ですから独自の活動をするには民間の資金を集めなければなりません。



愛と恐怖の経済



それではNPOは何を対価として資金を集めれば良いのでしょうか。それはNPOが持つている社会的使命（ミッション）の実現に

要なのです。

し、これを支出し、又はその利用に供してはならない（公金支出禁止規定）。第八九条はそれなりの歴史的意味を持つ規定でしたが、現在はNPO活性化の足枷となつております。改正するのが良いと思っています（社会福祉の学者からも改正論が以前から出されています）。

参加したという満足感です。そのようなことでお金を出す人がいるでしょうか。

恐怖の経済、というのは強盗の経済です。面白いのは税金も恐怖の経済に含まれています。有無を言わざず

お金を取り上げていくと言ふことでしょうか。愛の経済の理念がフィナンソロピーです。もともとギリシャ語で人を愛するという意味ですが、現代アメリカ語では、公共の利益のためにお金や時間を提供することを

NPOには、まず使命感があり、それを実現するためには社会全体に支援を訴えていくのです。リーダーやスタッフの高い志、熱い思

い、高潔な人格が伝わらなければ、資金は集まりません。共感と共鳴を得なければなりません。NPOは愛

ンデント・セクター」という組織があります。日本NPOセンターのモデルになつた組織でアメリカでの非政府・公益活動促進をする組織です。このインディペンデント・セクターでは活動の一つとして十年以上前から「ギブ・ファイブ」というキャンペーンを実施しています。これは一週間に五時間のボランティア活動を行い、所得の五パーセントの寄付を行おうというキヤンペーンです。ボランティア活動と寄付行為を共々促進しなければ、NPOは効果的な活動は行えないのであります。お金の提供が寄付金で時間の提供がボランティア活動です。

アメリカに「インディペンドント・セクター」という組織があります。日本ではボランティア文化は育ちつつあると思われますが、寄付の文化については殆ど理解がありません。時間の寄付については潔癖すぎるくらい無償性が強調されるのに対しても、お金の寄付になつた途端に税率優遇がなければ寄付が出来ないなどと言い出すのはどうしてでしょうか。

日本でも経団連ワン・パーセントクラブが所得の一パーセントを寄付しようと呼び掛けていることはご存じだと思います。お金の提供が寄付金で時間の提供がボランティア活動です。

じだと思います。

日本ではボランティア文化は育ちつつあると思われます。

ですが、寄付の文化については殆ど理解がありません。時間の寄付については潔癖すぎるくらい無償性が強調されるのに対して、お金の寄付になつた途端に税率優遇がなければ寄付が出来ないなどと言い出すのはどうしてでしょうか。

NPOは愛

NPOの経営と

財源開発

愛の経済であると言つて
も広く社会から資金を集め
る以上、資金を何に使う
か、事業が終了した時に、
資金がどのように使われた
かを報告しなければなりま
せん。これがアカウンタビ
リティと言われるもので、
説明責任と訳されていま
す。事業が失敗した場合に
も、何故失敗したかを分析
して報告する必要がありま
す。NPOの場合は、営利
企業のようなお金による利
益の分配ではないため、そ
れ以上に説明責任や倫理が
問われます。

NPOは愛の経済に基づ
くものですから営利企業よ

りも経営が難し
いのです。営利
企業の取引はす
べて市場価格で
処理すれば良い
のですが、NPO
の場合は価格



は従業員は生産要素
の一つに過ぎません
が、NPOの従業員
は団体の使命に共鳴
して参加しているの
です。一般的な就業
が困難な人や一般的な賃金
を必要としない人たちに對
して社会参加としての就業
の機会を提供することもN
POの機能の一つです。そ
れにボランティアが参加し
ているのだから、NPO

ではいけないわけです。
ただ大変厄介なのは先駆
的・実験的活動というのは
始まることが多いのです。
このような思いつきの実現
のが、助成機関のプロの仕
事です。助成財団のプログ
ラム・オフィサー、企業の
社会貢献担当者、共同募金
の配分担当者などです。こ
れらのプロにはwarm
heart♪cool head♪なけれ
ばいけないと言われていま
す。しかし熱い心と冷静な
頭脳だけでは不十分です。
書かせていただきましょ

す。資本主義経済で
は従業員は生産要素
の一つに過ぎません
が、NPOの従業員
は団体の使命に共鳴
して参加しているの
です。一般的な就業
が困難な人や一般的な賃金
を必要としない人たちに對
して社会参加としての就業
の機会を提供することもN
POの機能の一つです。そ
れにボランティアが参加し
ているのだから、NPO

によって価格を変えることも
許されます。NPO経済で
は一物一価の法則があては
まりません。公平であるこ
とが公正であるとは限らな
いのです。またあまり低価
格を設定したり無料にする
と受益者の自立と尊厳を損
う場合もあります。

本来は行政の責任である
NPOの財源開発には熱
い思いを伝えなければなら
ないのですが、熱い思いだ
けではいけません。その事
業の公共性を社会が認める
ものでなければいけませ
りませんし、理事会や上司
に説明し理解させる表現能



りも経営が難し
いのです。営利
企業の取引はす
べて市場価格で
処理すれば良い
のですが、NPO
の場合は価格

ではいけないわけです。
ただ大変厄介なのは先駆
的・実験的活動というのは
始まることが多いのです。

現在の日本にはNPO経
営のプロも助成機関のプロ
もまだまだ不足しています
し、その重要性も認められ
ていない段階ですから、お

互いに切磋琢磨していくな
ればなりません。

現在の日本にはNPO経
営のプロも助成機関のプロ
もまだまだ不足しています
し、その重要性も認められ
ていない段階ですから、お

力も大切です。

【法人化に関する質問】

Q 申請する団体の見通しはどうですか？ また、これまでにどんな団体から問い合わせがありましたか？

A ふたを開けてみないとわかりません。様子見も多いようです。問い合わせは瀬戸内臨海部からが多く、団体の種類では、いわゆるボランティア団体のほか、スポーツ関係や文化団体関係からも多くあります。

Q 申請書類の入手や受付の方法、そして問い合わせへの対応といった広報や窓口の体制はどうなっていますか？

A 申請団体の便宜を考えて、柔軟に対応したいと考えています。必要な書類についてもぜひお問い合わせください（生活創造課 078-367-3996）。申請の手引きも郵送します。書類の不備等についての相談にも乗れますから、申請はできれば持参いただければと思いますが、郵送の場合も柔軟に対応します（注1）。また、法の定める縦覧・閲覧は、各地の県民局でも全県の団体について、閲覧・複写ができるようにする予定です（注2）。

Q 本庁から遠い但馬や播磨地方などの方のために、電話問い合わせにフリーダ

イヤルを導入するようなことは？ まだそれは決めていません。しばらく様子を見て対応を考えたいと思っています。

A 以上の社員の名簿や定款などの法律の要件を満たしている団体はすべて認証するということになります。

Q 申請書類に書かれた内容だけで判断するとすれば、暴力団関係や営利が真の目的である団体もNPO法人になれる可能性がありませんか？

A 先に言つた法律の要件を満たしていける団体は認証せざるをえません。しかし法定要件を満たさないおそれがあるような場合は、書面審査だけでなく、実態調査することも可能です。

【「県民ボランタリー活動の促進等に関する条例」について】

Q そんな団体すら「NPO法人」を名乗ることは可能だということですね？

A ええ。そんな団体が出てくると必ず「あんな団体を認証していいのか。もっとしっかり取り締まれ」という声があがります。ですが団体の設立（認証）はできるかぎり緩やかに、かつ行政の裁量の余地は極力排してというのが今回の立法の精神です。要は県民のみなさんが

行政の支援の対象となるのですか？ 政府の主觀的・裁量的な判断を徹底的に

うことです。「公益」とは何かを行政が決め、民間の自発的な活動についても行政が管理監督する。そういうた護送船団方式の社会をこれからも続けたいのかどうかということなのです。設立の段階では多少変なものが混ざっていても基準を満たす限り排除せず、むしろ設立後に情報公開を通じた世論によるチェックに期待するということです。上のような声を誘う事態もあり得るでしょうが、それを上回るような、こんないい活動の実績がある、となつてほしいですね。

Q どんな〈支援〉を考えているのですか？ A 神戸東部新都心に「ボランティア活動支援センター」（仮称）の設立を予定していますが（注3）、ハードの完成を待たずにソフト事業を先行させたい。具体的には「NPOマネジメント・スクール」、三宮・フェニックスプラザ内、「生活復興NPO情報プラザ」などです。ほかにNPOの起業支援や市民団体

Q 「NPO法人＝公益性のある団体」は立法の精神です。要は県民のみなさんが大きな政府」を求めるのかどうかとい

NPO法ってなあに？ (第2回・特別編)

いよいよ12月1日から施行されるNPO法（特定非営利活動促進法）と条例。法人化申請の認証事務の実際と、県の今後の市民活動支援策について、兵庫県生活創造課の藤原正治課長に聞きました。

Q 「NPO法人＝公益性のある団体」は立法の精神です。要は県民のみなさんが大きな政府」を求めるのかどうかとい

Q それは違います。NPO法には、行政の支援の対象となるのですか？ 政府の主觀的・裁量的な判断を徹底的に

Q 支援策の立案・決定のプロセスへの

市民（団体）の参加の保障はどのよう

に？ 九月の条例成立時には市民参加が

不十分だと批判もありましたが。

A そこが難しい問題です。兵庫県は非

常に広域かつ多様ですから、都市部の市

民団体の意見だけを聞くという訳にはい

かないのです。ただみなさんのご意見も

もつともなので、今後、広く県民の意見

を聞くため、公開のフォーラムを県内各

地で行いたいと思っています。

Q 「ボランティア活動支援センター」

（仮称）の推進委員会の公開や公募枠の

採用などはどうでしようか？ また、条

例第六条にある県民生活審議会の公開や

公募枠の採用などは？

NPOサポートとは？ ——情報公開と議論の場づくりが最大の支援

神戸新聞情報科学研究所 相川 康子

（注2）阪神（尼崎市）、東播磨（加古川市）、西播磨（姫路市）、淡路（洲本市）、丹波（柏原町）、但馬（豊岡市）の六ヶ所。コピー代は残念ながら一枚三十円。県民情報センターと同じです。

（注3）神戸市東部新都心（HAT神戸）に設置予定の同センターについて、一九九六（平成8）年度から「基本構想検討委員会」「基本計画策定委員会」と

と再申請できません。

（注2）阪神（尼崎市）、東播磨（加古川市）、西播磨（姫路市）、淡路（洲本市）、丹波（柏原町）、但馬（豊岡市）の六ヶ所。コピー代は残念ながら一枚三十円。県民情報センターと同じです。

（注3）神戸市東部新都心（HAT神戸）に設置予定の同センターについて、一九九六（平成8）年度から「基本構想検討委員会」「基本計画策定委員会」と

きて、今年度は「基本計画推進委員会」が設置されています。この委員会はいざれも学識経験者や市民活動団体の代表、生協・マスコミ・各種団体の代表者等および行政からなっていますが、今のところ非公開で公募枠もありません。

程や内容、今後の進め方に大きな課題を残しました。

策定過程での課題は、当事者であるNPOやボランティア団体が力ヤの外に置かれたまま、行政内部で作ってしまったことです。八月四日に「市民活動広場」と（注）と県生活創造課が話し合う機会がありました。この時点では、担当者が「今日は手続き条例だけ（理念や支援は盛り込まない）」と明言していただけに、同二十八日の新聞報道で、条例（案）を知ったときは猜疑心と無力感に陥りました。条文で支援拠点に位置づけられている「ボランティア活動支援センター」（仮称）の基本計画推進委員会メンバーでさえ、ほとんどが知らないなかったです。

NPOセクターが発展するために、一番大切なのは何でしょうか？

税の減免など様々な支援策が講じられて

資金援助、活動場所や器材の提供、研

いますが、内容よりもむしろプロセス—

修機会の提供……いろいろあるでしょう

—どんな社会を目指して、NPOに向を

が、私はすべての基本は「情報の公開・

期待し、当面どんな支援策が必要なのか

共有化」と、その情報をもとに「オープン

を、関係者全員で考える過程こそ大切な

に話し合う場づくり」だと思います。

だ、と思ひのひです。

（注1）正式に受け付けてしまえば、あ

とから書類の不備に気付いたとしても、二ヶ月の総覧期間が終わってからでない

（注2）阪神（尼崎市）、東播磨（加古川市）、西播磨（姫路市）、淡路（洲本市）、丹波（柏原町）、但馬（豊岡市）の六ヶ所。コピー代は残念ながら一枚三十円。県民情報センターと同じです。

（注3）神戸市東部新都心（HAT神戸）に設置予定の同センターについて、一九九六（平成8）年度から「基本構想検討委員会」「基本計画策定委員会」と

可決された兵庫県の「県民ボランタリー活動の促進等に関する条例」は、策定過

内容面の課題としては、県民——とく

「当事者であるボランティア団体やNPOの参画をどう保障するのか、という」とい

量と良識が問われています。

ものでしょうか？

の参画をどう保障するのか、とい」とい

うことです。第六条で、施策推進の基本方針

は、知事が「あらかじめ県民生活審議会の意見を聞いて」定める、とあります。

◆ ◆ ◆
△△△
△△△

しかし、同審議会には公募枠がなく、当事者の声をどう反映させるのか明らかではありません。まさに、この点が進め方の課題で、市民と行政、それぞれの力

といひで、同条例の前文では「成熟社会においては、県民一人一人から始まる自発的で自律的な活動が社会を支え発展させていく新たな原動力となる」とあります。では「自発的で自律的な活動」とは、どういう方針や促進策から出でる

十月初旬、東京で、行政のNPO担当者と民間のサポートセンタースタッフが

の限られた経験と情報だけで、支援メニューを作ってしまわない」ということでした。

ほぼ同数参加して「連続講座／官民の『NPOのサポート』の力をつける！」（NPO研修・情報センターなど主催）が開かれました。行政職員に求められるスタンスなど様々な話題が出ましたが、私がその場で学んだのは「官民とも、今

：といったコーディネートはできないでしょう。官民ともに議論の積み重ねが無い今の時点では、うまい方策が浮かばなくて当然かもしれません。それならば、将来にわたっていろんな知恵を集め、オーブンに議論できるような場をつくつておく」ことが、現時点でできる最大の支援策ではないか——と思います。

（あいかわ・やすじ）

(注)市民活動広場とは、九八年五月に結成された市民ネットワーク。被災地の救援団体代表を中心約二十人の「同人」がいる。条例案について、九月十六日に緊急集会を開き、県議会や知事あてに要望する動きを起した。
(編注)上は知事あての「要望・提案」全文、同条例は情報室のホームページで見られます——<http://www.dodirect.com/kiraku/>

「県民ボランタリー活動の促進等に関する条例」
の施行にあたっての要望・提案

謹啓 日ごろは県政の発展にご尽力いただきありがとうございます。

私たち「市民活動広場」は、市民・ボランタリーセクターの発展を目指し、今年5月に結成したネットワークです。メンバーの中には、2001年度開設予定の「ボランティア活動支援センター（仮称）」の基本計画推進委員会の委員も複数おり、また、生活復興県民ネットと協力して、三ノ宮のフェニックス・プラザにおいて、週1回「市民活動なんでも相談」を開くなど、行政とのパートナーシップを模索しながら、NPO・ボランティア活動の基盤強化に努めて参りました。また先月16日には、私たちの活動にも深くかかわる「県民ボランタリー活動の促進等に関する条例案」を読み解く緊急フォーラムを持ち、さまざまな市民団体の意見を集めました。

さてこのほど「県民ボランタリー活動の促進等に関する条例」が、9月県議会で可決されました。しかし、この条例は、制定のプロセスにおいて、NPOやボランティア団体（当事者）が参画できず、直接意見を述べる機会さえなかったことなど、多くの課題を残しました。今後、条例に基づいて基本方針を定め、具体施策を進める中で、ぜひとも「情報公開」と「県民（とくに当事者）参画」の原則を確立していただきたく、次の点を要望・提案いたします。

1. 第14条に基づき、県民の意見を直接反映させられるような、新たな「場」のあり方を、至急に検討し、速やかに設置することを提案します
2. 第6条2項にあげられている基本方針の決定において、県民生活審議会の意見を聞くだけでなく、当事者らと対話や協働する場を積極的に持つこと。および中間段階での案を公開するなど、方針決定過程への県民参画を保証することを要望します
3. 第6条3項に規定されている「県民生活審議会」の場をなんらかの形で公開し、メンバーの人選について再検討することを要望します
4. 第3条の「市町の責務」について、地方主権の考え方に基づき、基礎自治体である市町の独自性を尊重することを要望します
5. 第17条ならびに第24条で述べている、NPO法人の情報の公開性について、一般県民がアクセスしやすい総覽・閲覧方法（例・県民局や市町窓口での閲覧、インターネット上の団体紹介）を採用されることを要望します
6. 一定期間（施行後2年以内）後に、県民ボランタリー活動の当事者の声を反映させながら、条例を再検討することを提案します

市民活動広場緊急フォーラム参加者一同

野山恭一、黒田裕子、佐藤武敏、相川康子、今田忠、実吉威、中村順子、榎本まな、在里俊一、伊永勉、高山吉彦、村井雅清など計40人

勉強会報告

神戸ベースペクトタイプ*

ホームページへの掲載も計画中です。
ご期待ください。（神戸短信に関連
記事）

◎震災の教訓をどう生かすのか

神戸大学工学部 室崎益輝教授

九月の第二回、ゲストは都市工
学がご専門の室崎益輝さん。

震災の教訓は現象的な捉え方に
とどまつており、本質的には何も
学んでいない、と室崎さん。現在
各地ですすめられている防災計画
は、被害の規模と死者の人数を予
測し、必要な数の棺桶を用意して
いるだけだ。そうではなくて死者
を最小限に抑えるにはどうするか
を考えるべきなのに、と。話は日
本の建築文化、都市の生活文化に
もおよび、時間を忘れる三時間余
でした。

ご支援・ご協力
ありがとうございます

◆寄付者

石川真由美さま、佐藤幸子さま
後藤才正さま・路子さま
森下玲子さま、角谷陽子さま
棚野恭範さま、高山淳一さま

◆物品提供者

山本裕計さま、野崎隆一さま

◆助成金

阪神・淡路ルネッサンスファン
さま、阪神・淡路コミュニティ
基金さま

◆みみずく刊行へのご協力

被災地障害者センターさま
すたあと長田さま、森弘子さま
大和田信行さま、吉田信昭さま
喜多陽太郎さま、久保田登さま
山崎ゆりさま、田浦陽子さま
森田博一ファミリーさま

みみずくと情報室は
みなさまに支えられています

事務所の家賃や通信費をはじめ、
私たちの活動には諸々の経費が必要です。活動の健全な継続のために、どうかご支援くださいますようお願い申しあげます。

郵便振替口座
01180-5-67581
震災しみん情報室

銀行口座
さくら銀行 長田支店
(普通) 6918209
震災しみん情報室 代表 実吉威

◆編集後記◆

◇使用パソコンやソフトのバージョンなどの問題に振り回されました。（でんがなまんがな）
◇うわあ、字ばかり!! ま、しようがないか。
そろそろ冬山……にはなかなか行けない。セラヴィ。
◇二人目もやはり難産。代理母みつかるも、相性を合わすのが至難。（やそ）

【神戸短信】

◆兵庫県の実質仮設入居数七、九八五世帯に（十一月一日現在）

◎専門家による有効な支援とは

大阪弁護士会 齊藤浩弁護士

勉強会第三回は十月十六日、齊
藤浩さんにお話を伺いました。

震災直後の「ワンパック専門
巡回相談隊」が好評だったことか
ら、弁護士、公認会計士、不動産
鑑定士、医師、自治体職員などさ
まざまな専門家の組織的なネット
ワークとして「阪神・淡路まちづ
くり支援機構」の設立に尽力。
「非常時」が終わった今、連携の
継続には課題も多いが、支援機構
の平常時版をつくるべく、さらに
奔走が続きそうです。

* まち・コミニケーションと共催
の勉強会、これまでに四回開催

家族構成のほか、暮らしぶりなども調べ、震災死を回避するための教訓を引き出すといふ。「ライフワークとして、亡くなつた約六千四百人全てについて調査したい」と

室崎教授。

◆拡充へ意見交換会

◆神戸空港住民投票条例案、市議会で否決

県民ネット（兵庫県が設置）の運営する「NPO情報プラザ」（三宮・フューラックス）の今後について、拡充の方向で同プラザの登録団体（約一四〇団体）を交えた意見交流会が継続して持たれている。いざなはこの集まりを官民共同の運営委員会的なものにしてゆきたいという意見が多く、広く参加を募っている（問い合わせは同ネットまで—Tel.078-393-7625）。

◆遺族らの証言を残す
「オーラルヒストリー」事業開始

災害の教訓を記録に残そうと、阪神・淡路大震災記念協会が遺族、行政マンらに対するヒアリングを開始した。遺族については神戸大学の室崎益輝教授が担当。まず三年間で二百～三百人を対象に、生い立ちや

◆震災後初の県知事選で貝原氏四選

1113万票対45万票と復興県政を信任する結果になつたが、被災地を中心に共産候補も票を伸ばした（過去最高の得票）。投票率は三九・九%。生活復興、不況、高齢化…難題山積の中、県民は四期目の政権を選んだ。